

焼津市移動円滑化基本構想

～焼津駅・西焼津駅周辺地区～

報 告 書

焼 津 市

目次

1. 基本構想策定の趣旨と役割	1
2. 交通バリアフリー法	2
1) 交通バリアフリー法の趣旨	2
2) バリアフリー化の目標年次	2
3) 基本的な枠組み	3
3. 焼津市移動円滑化基本構想策定体制及び上位計画との関連	4
1) 基本構想策定の体制	4
2) 基本構想の位置付け	4
3) 上位計画における施設等のバリアフリー化方針の整理	5
4. 重点整備地区及び特定経路について	6
1) 対象地区の選定	6
2) 対象地区の特徴	6
3) 位置図	7
4) 焼津駅周辺地区	8
5) 西焼津駅周辺地区	10
5. 地区別の現状把握	12
1) 焼津駅周辺地区	12
2) 西焼津駅周辺地区	14
6. 整備の目標	16
1) 目標	16
2) 整備のイメージ	17
3) 重点整備地区における整備方針	20
7. 心のバリアフリー	24

参考資料

1. 人口と高齢者・障害者数について	27
1) 人口・世帯数	27
2) 年齢3区分別人口	27
3) 障害者数	28
4) 人口及び障害者数の推計	28
2. 整備課題等についてのアンケート結果	29
1) 焼津市障害者計画より	29
2) 市民意識調査より	30
3) 焼津市都市計画マスタープランより	31
3. 住民の参画	33
1) 策定組織	33
2) 協議会の経緯	35
3) 紹介記事(タウンウォッチングの様子)	37

1 基本構想策定の趣旨と役割

趣 旨

21世紀に入り、わが国は少子化の進展とともに急速な高齢化社会に足を踏み入れ、2015年には国民の4人に1人が、21世紀半ばには3人に1人が65歳以上という超高齢社会を向かえると予測されています。焼津市（以下、本市）においても平成12年に老年人口は17%を超え、ほぼ全国平均と同様に高齢化が推移しています。そのため、このような諸外国に例を見ない急速な高齢化の進展に、老後の生活に不安をもつ方も多く、いきいきと暮らせる社会の実現が望まれています。

また、障害のある方が可能な限り自立し、地域社会の一員として安心して暮らせる社会を築いていこうとするノーマライゼーションの理念の普及や、子どもから高齢者、障害のある人、ない人など、全ての人に配慮したまちづくりやものづくりをしていこうとするユニバーサルデザインの理念の普及に伴い、安心して共に暮らせる社会環境を整備することが望まれています。

このような中、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした『高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）』【平成12年5月17日公布】を受け、本市においても『第3次焼津市総合計画』のまちづくりの重点目標〔健康で安心して暮らせる福祉都市の形成をめざして〕や〔潤いと安らぎのあるアメニティ都市の形成をめざして〕、〔安全で利便性の高いハイモビリティ都市の形成をめざして〕のもと、公共交通機関・公共施設等のバリアフリー化や市民ひとりひとりの心のバリアフリーを促進することにより、だれもが安全で安心して快適に暮らせるまちづくりを実現するために、本基本構想の策定を行ないます。

位置付けと役割

本基本構想は、今後、重点整備地区（特定経路）における、交通バリアフリー法に基づく整備等の指針となるよう位置付けるとともに、各事業者（鉄道、バス、タクシー、道路管理者、公安委員会等）との調整を図り、有効的かつ一体的な整備が推進されることを誘導する役割を有しています。

2 交通バリアフリー法

1) 交通バリアフリー法の趣旨

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、

1. 鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進します。
2. 鉄道駅等の旅客施設及び車両について、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進します。

2) バリアフリー化の目標年次

旅客施設

2010年までに、1日当たりの平均的な利用者の数が5,000人以上の鉄道駅、バスターミナル等について、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロック、身体障害者用のトイレの設置等のバリアフリー化を達成します。

車両等

2010年までに、以下のバリアフリー化を達成します。

車両等の種類	車両等の総数	バリアフリー化される車両の総数
鉄軌道車両	約 51,000	約 15,000 (約 30%)
乗合バス車両	約 60,000	原則として、10～15年で低床化された車両に代替
		(うちノンステップバス) 約 12,000～15,000 (約 20～25%)

車両総数は日本全国における値

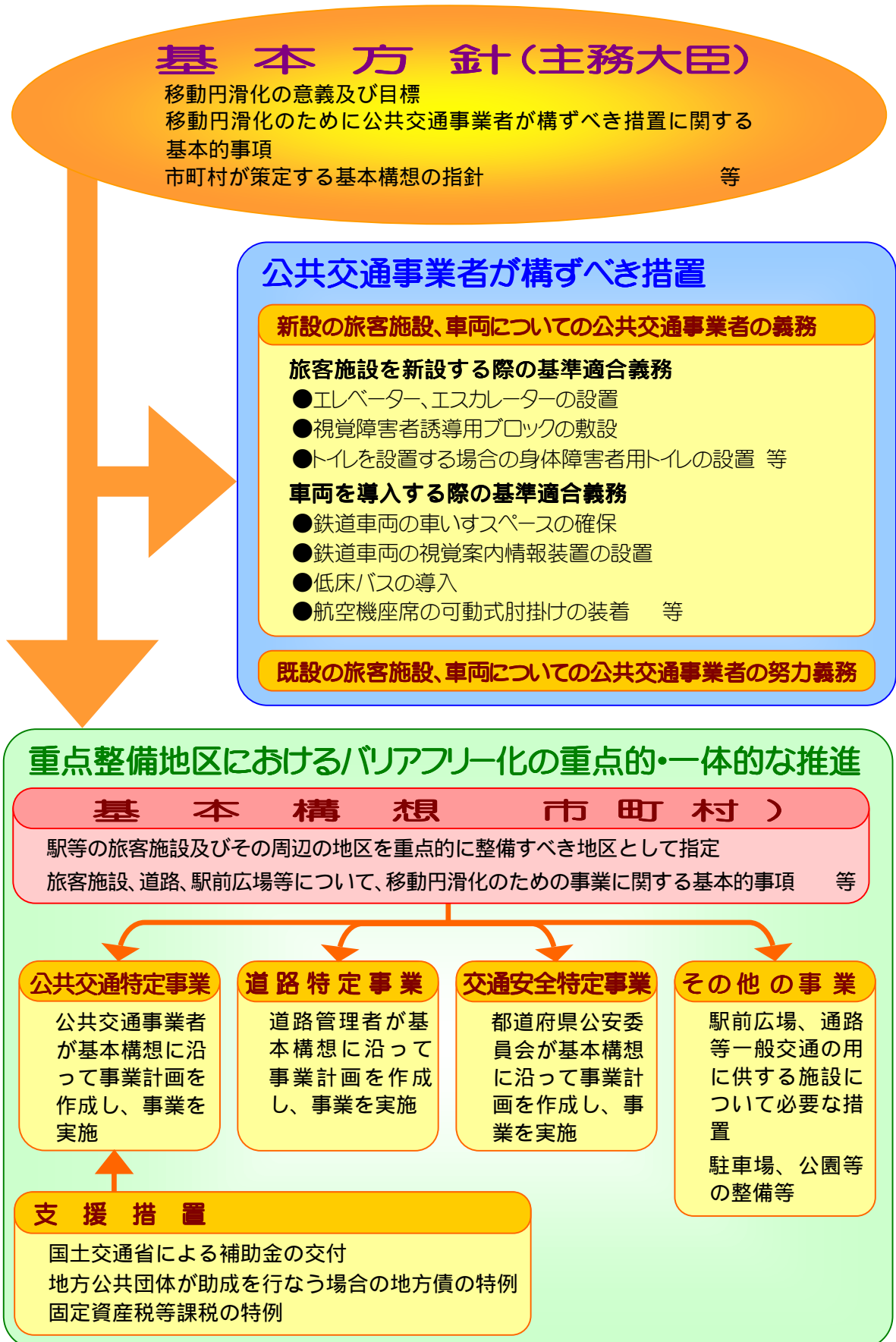
一般交通用施設

重点整備地区の主要な特定経路を構成する道路、駅前広場、通路等について、原則として2010年までに、バリアフリー化を実施します。

信号機等

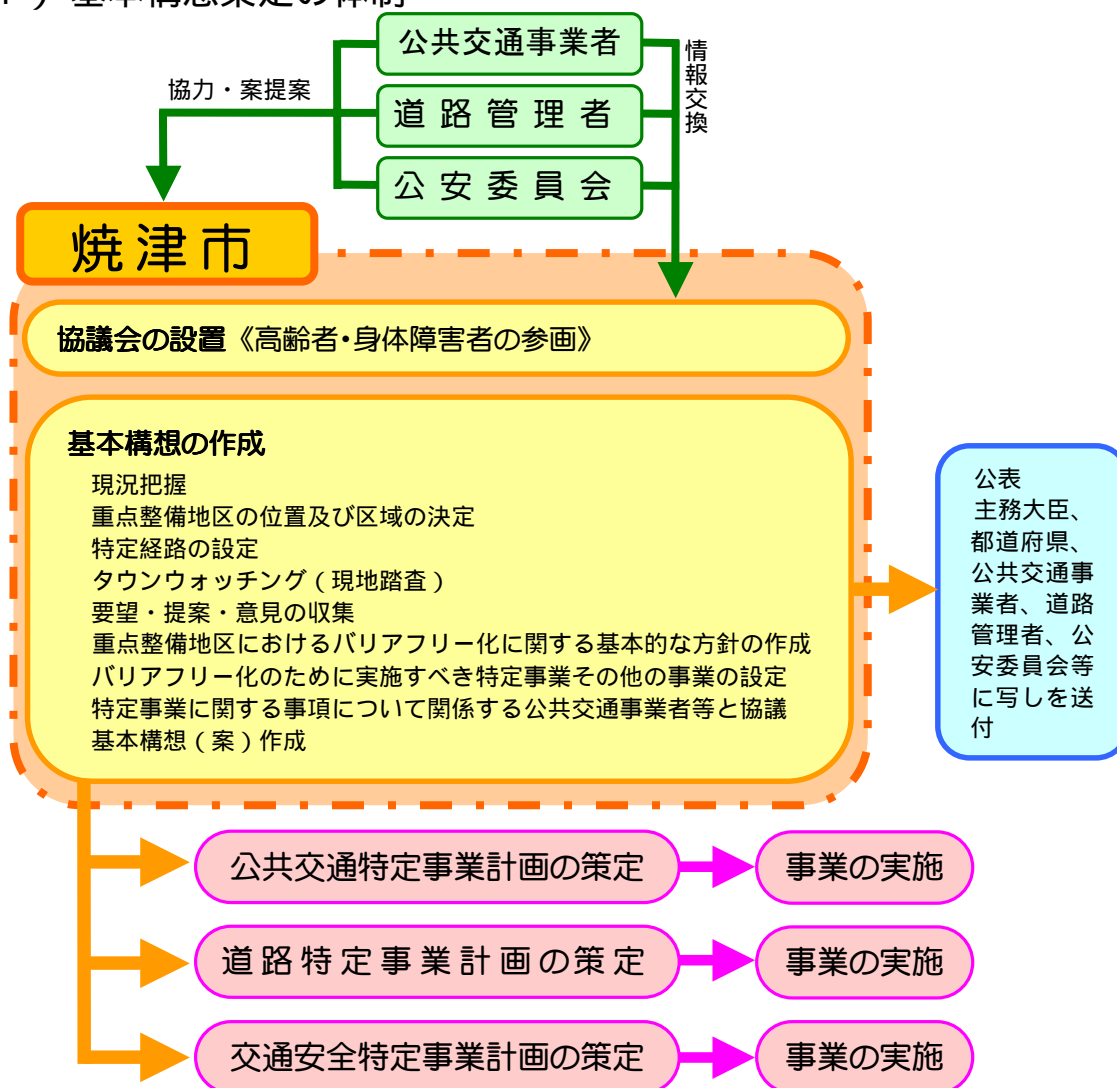
2010年までに音響信号機、高齢者等感应信号機等の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等のバリアフリー化を原則としてすべての特定経路を構成する道路において実施します。

3) 基本的な枠組み

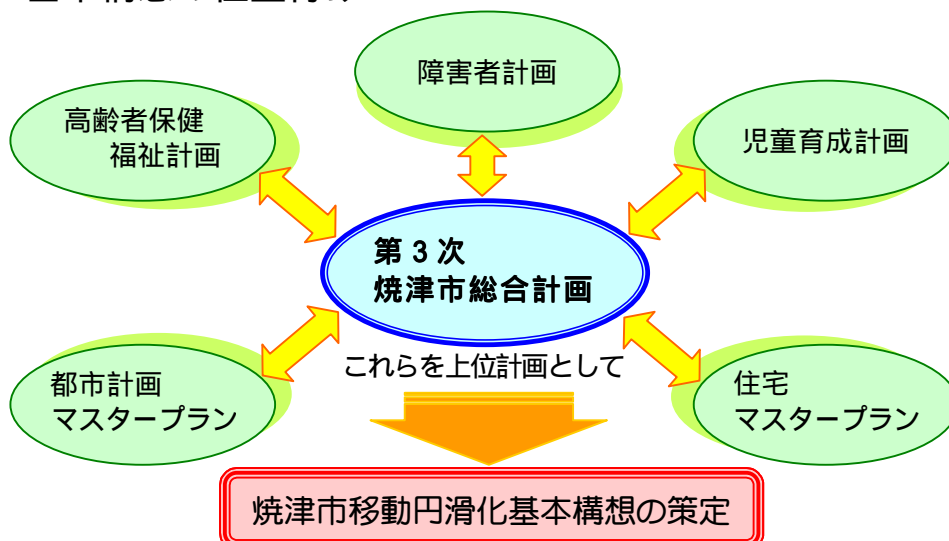


3 焼津市移動円滑化基本構想策定体制及び上位計画との関連

1) 基本構想策定の体制



2) 基本構想の位置付け



3) 上位計画における施設等のバリアフリー化方針の整理

上位計画におけるバリアフリー化の方針

上位計画において、公共施設や公共的施設、公共交通機関等の整備にあたってバリアフリー化を図り高齢者、身体障害者等が自立した日常生活、社会生活を営むことができる福祉のまちづくりを基本方針としています。

第3次総合計画

「だれもが住みやすいまちづくり整備指針」に基づきだれもが歩きやすい道路、利用しやすい交通機関、住みやすい住宅を整備するなど福祉への配慮の行き届いたまちづくりを進めます。

高齢者保健福祉計画

道路や公園などの公共施設や病院等の公共的施設、公共交通機関等の整備において段差の解消や手すり等の設置、円滑な動線の確保などにより、だれもが利用しやすいだれもが容易に外出できるよう人にやさしい施設づくりを進めます。

障害者計画

障害者の自立と社会参加を図るための安心して活動できる生活環境づくりと、だれもが利用しやすい公共的施設の整備により福祉のまちづくりを進めます。

児童育成計画

子供たちや妊婦にとって使いやすい施設を目指し、不特定多数の人が利用する建築物、道路、公園、公共交通機関の施設は静岡県福祉のまちづくり条例に沿った整備を進めます。

都市計画マスタープラン

高齢者や障害者、妊婦をはじめだれもが安心して、生きがいのある暮らしを続けられるよう使いやすい公共施設の整備やユニバーサルデザインの意識の啓発を図ります。

住宅マスタープラン

高齢者や障害者が安心して暮らせる住宅づくりを進めます。

4 重点整備地区及び特定経路について

1) 対象地区の選定

本市における公共交通機関は、ＪＲ東海道本線が東西に通過し、ＪＲ焼津駅とＪＲ西焼津駅の２つの駅があります。また、バス路線においては、市内を放射状に運行する６路線と市内を循環する１路線が運行され、これらはＪＲ焼津駅、ＪＲ西焼津駅のいずれかに接続し、駅を中心に公共交通網が形成されています。

両駅とも静岡市への通勤・通学、買い物等を中心に、ＪＲ焼津駅においては１日平均 23,984 人（平成 12 年度）、ＪＲ西焼津駅においては１日平均 12,364 人（平成 12 年度）と市民のみならず、多くの利用者があり、公共交通の拠点となっています。

よって、一日の利用者数が 5,000 人を超える、これら特定旅客施設であるＪＲ焼津駅、ＪＲ西焼津駅両駅の周辺地区について基本構想を策定していきます。

2) 対象地区の特徴

焼津駅周辺地区

焼津駅周辺地区は、昭和 30 年代から土地区画整理事業などの都市基盤整備が行なわれ、市役所をはじめとした主要官公庁施設、商店街、各種業務施設等が立地し、焼津市の顔となる中心市街地を形成しています。

また、近年では相次ぐ高層住宅の建設により駅に近接した地区の人口は増加し、さらに郊外に拡大した住宅地からバスや車、自転車などで乗り入れる通勤・通学、買い物客等が増加したため、主要な交通結節点となっています。

西焼津駅周辺地区

西焼津駅周辺地区は、昭和 62 年の駅の開設に併せ実施された土地区画整理事業や、周辺の都市計画道路の整備等により都市基盤整備が進み、さらに、駅に近接しているという利便性から急速な宅地化が進行し、人口が増加している地区となっています。

駅周辺では駐輪場・駐車場が整備され、本市のみならず近隣市町から静岡市方面への通勤・通学のための《P & R、B & R、C & R》の拠点としての機能を有する主要な交通結節点となっています。

また、西焼津駅周辺には国体で使用する焼津市総合グラウンドが立地し、市民のスポーツ、憩い・交流の拠点となっています。（高齢者や障害のある方のスポーツへの参加は盛んになり、今後も参加者は増加していくと予想されます。）

P & R【パーク アンド ライド】

自宅から自家用車を運転し、最寄の駅まで行き、その周辺に駐車して鉄道へ乗り継ぎ、都心へ向かう通勤形態。都心へ直行する途中の道路混雑や駐車難を避けるために行なわれる。

B & R【バス アンド ライド】

上記と同様であるが、駅までの手段がバスであるもの

C & R【サイクル アンド ライド】

上記と同様であるが、駅までの手段が自転車であるもの

3) 位置図



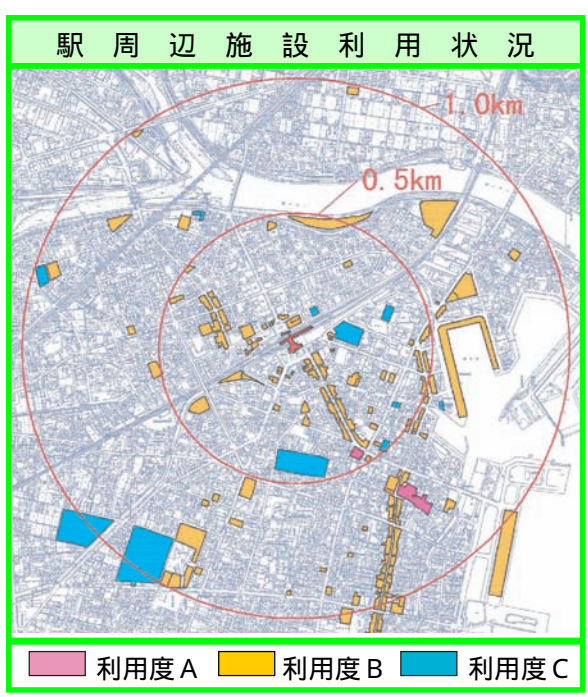
4) 焼津駅周辺地区

駅周辺の施設について

焼津駅周辺には次のような施設が立地し、日常生活、社会生活において利用されています。

	名 称	利用度
国等の施設	名古屋税関清水税関支署	C
	名古屋検疫所焼津出張所	C
	焼津公共職業安定所	C
	遠洋水産研究所焼津分室	C
	郵便局	B
県等の施設	焼津漁港管理事務所	C
	焼津船員保険駐在員事務所	C
	警察署(交番)	B
市等の施設	福祉・教育庁舎	A
	福祉施設(保育園)	C
	福祉施設(ボランティアビューロー)	B
	教育施設(幼稚園、小・中学校、高校)	C
	市役所	A
	焼津公民館	B
	市民体育館	B
	シルバー人材センター	B
	サンライフ焼津	B
	駐車場	B
	駐輪場	B
	公園	B
広場	B	
医療機関		B
銀行		B
その他施設	商店街	B
	市場	B
	民営駐車場	B
	民営駐輪場	B

利用度については
 ● A=日常的に不特定多数の
 ● 利用があるもの
 ● B=日常的に不特定の利用
 ● があるもの
 ● C=日常的に特定の利用が
 ● あるもの



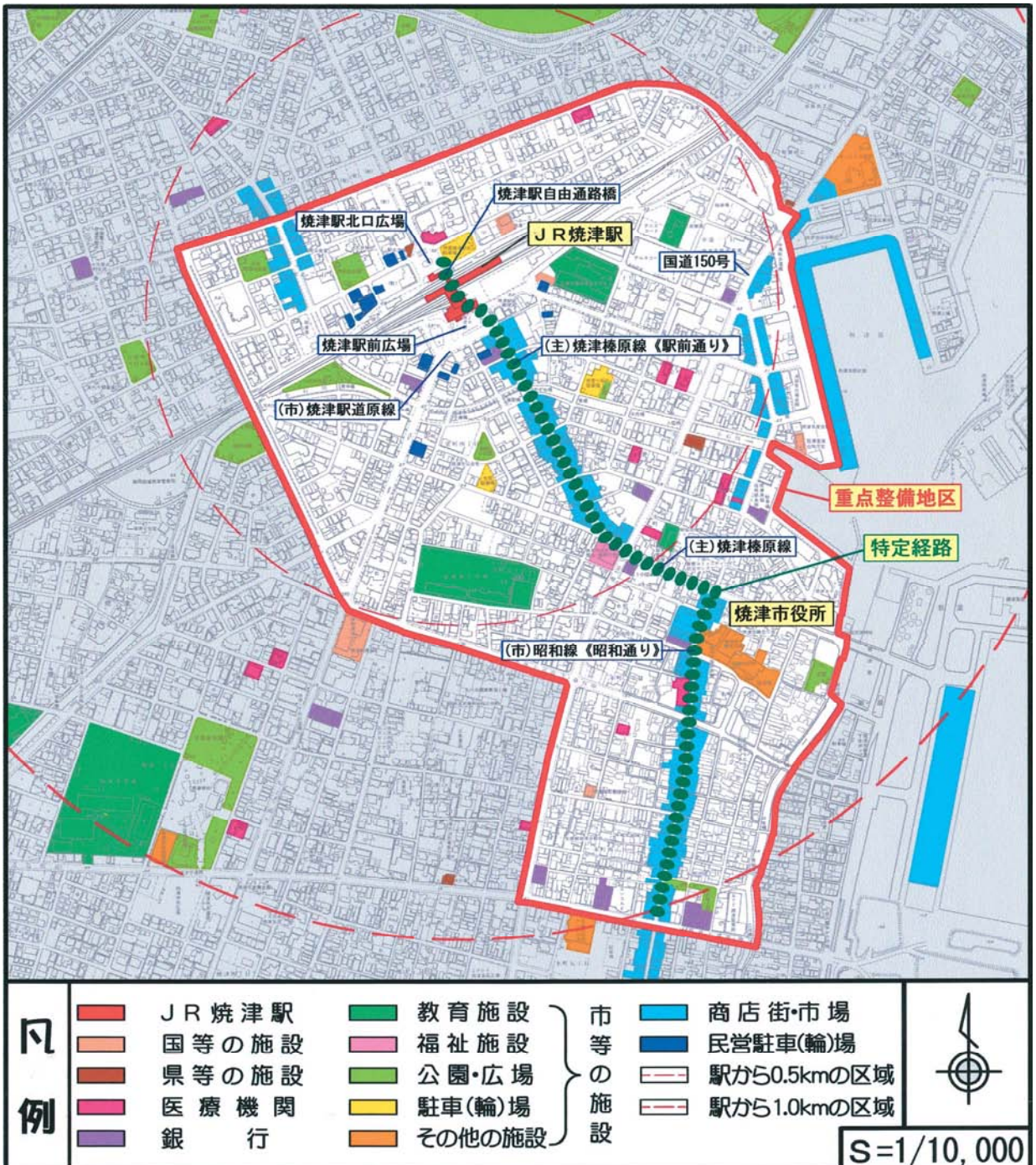
重点整備地区と特定経路

焼津駅周辺地区では、駅より1km圏内で官庁施設や日常生活で利用する商店街、駐車場・駐輪場などが集中的に立地している区域を重点整備地区とします。

また、市役所などの利用度の高い施設が駅南方面に立地しているため、駅南北間の移動の確保を図るため焼津駅自由通路橋より市役所・金融機関・商店街などへの経路を特定経路とします。

重点整備地区：都市計画道路 焼津藤枝線、都市計画道路 焼津広幡線、都市計画道路 焼津下小田線、都市計画道路 青島焼津線、黒石川、焼津港に囲まれた面積87haの区域

特定経路：焼津駅北口広場～焼津駅自由通路橋～JR焼津駅～焼津駅前広場～(市道)焼津駅道原線～(主要地方道)焼津榛原線～(市道)昭和線に至る1.59km



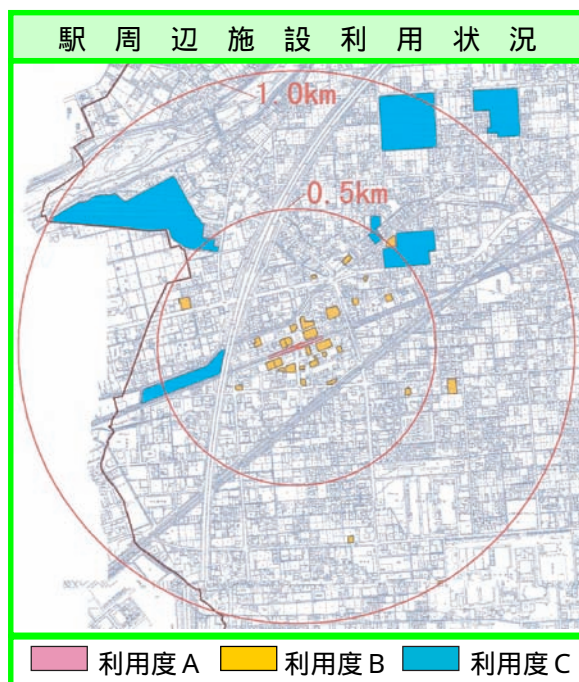
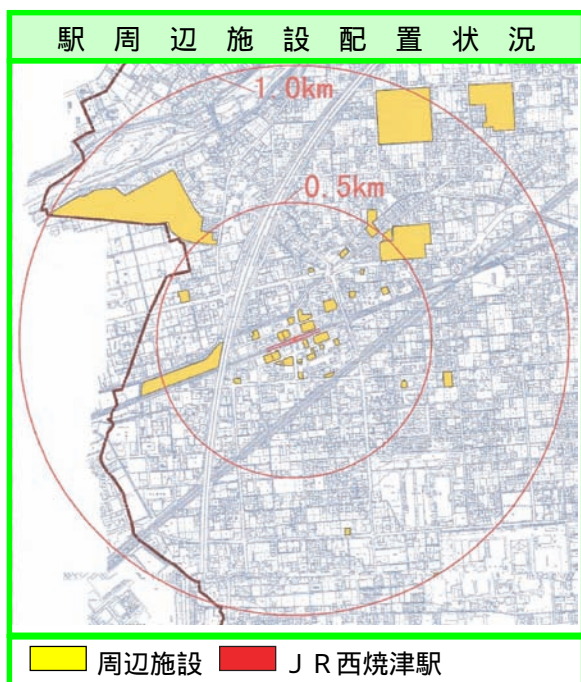
5) 西焼津駅周辺地区

駅周辺の施設について

西焼津駅周辺には次のような施設が立地し、日常生活、社会生活において利用されています。

	名 称	利用度
国等の施設	郵便局	B
県等の施設	警察署(交番)	B
市等の施設	福祉施設(保育園)	C
	教育施設(幼稚園、小・中学校、高校)	C
	豊田公民館	B
	総合体育館	B
	野球場	C
	陸上競技場	C
	環境管理センター	C
	公園	B
医療機関		B
		B
銀行		B
その他施設	民営駐車場	B
	民営駐輪場	B

.....
利用度については
A=日常的に不特定多数の
利用があるもの
B=日常的に不特定の利用
があるもの
C=日常的に特定の利用が
あるもの



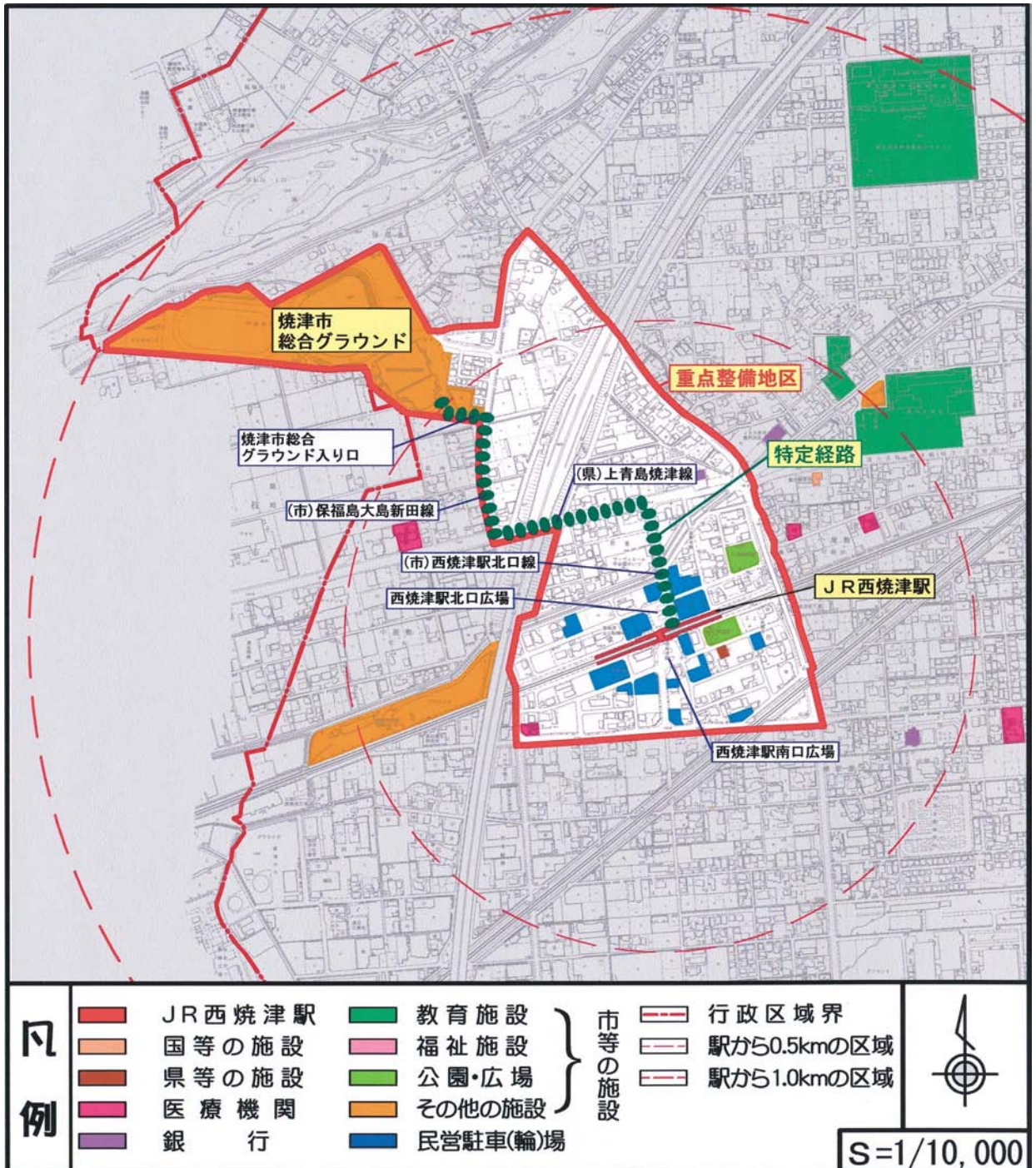
重点整備地区と特定経路

西焼津駅周辺地区では、駅に隣接して設置されている駐車場・駐輪場や市民の活動の拠点である焼津市総合グラウンドを含む区域を重点整備地区とします。

また、駅より焼津市総合グラウンドまでの経路を特定経路とします。

重点整備地区：都市計画道路 柳新屋田中線、(市道)保福島大島新田線、焼津市総合グラウンド、(県道)上青島焼津線、(市道)小土東名沿道線、都市計画道路 豊田南線に囲まれた面積34haの区域

特定経路：J R 西焼津駅～(市道)西焼津駅北口線～(県道)上青島焼津線～(市道)保福島大島新田線～焼津市総合グラウンド入り口に至る0.82km



5 地区別の現状把握

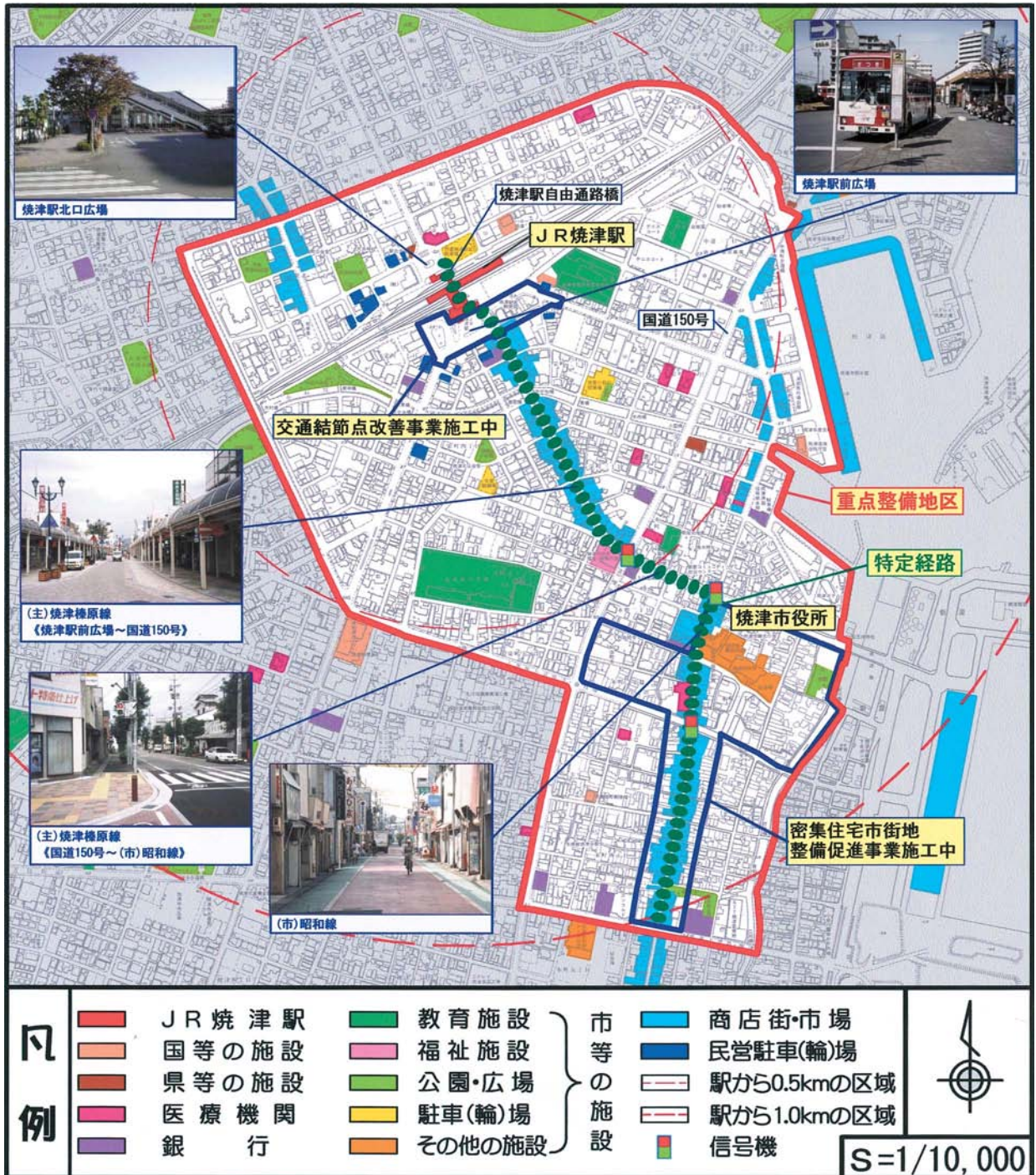
1) 焼津駅周辺地区

...整備・改良済み・基準達成
斜線...該当しない箇所

項目		場所	焼津駅北口広場	焼津駅自由通路橋	JR焼津駅	【改善事業施工中】 焼津駅前広場 (市)焼津駅前線	〔主〕焼津榛原線 《国道150号》 《焼津駅前広場》	〔主〕焼津榛原線 《国道150号》 《昭和線》	〔市〕昭和線 【改築事業施工中】
垂直移動	エレベーター・エスカレーターの設置			北口なし 南口		なし			
	階段	二段手すりの設置		なし		なし			
水平移動	歩道(通路)	幅員						植栽部が狭い	
		舗装面の状態				滑りやすい		凹凸がある	
		段差	あり				あり		あり
	バス・タクシー等乗降場所	段差	あり				あり		
		障害者用スペースの設置	なし				なし		
		上屋の設置	タクシーあり・バスなし				タクシーあり・バスなし		
	休憩施設	ベンチの設置	少ない			少ない	少ない	少ない	少ない
信号機	音響・弱者感知型信号機					音響あり	なし	なし	
便所	身体障害者用トイレの設置								
案内・誘導	案内板	道案内	少ない	わかりづらい	少ない	わかりづらい	少ない	少ない	少ない
		施設内案内	なし	なし	なし	わかりづらい			
		バスの行き先案内				わかりづらい			
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	連続していない	連続していない		連続していない		連続していない		
障害物	歩道(通路)上の違法駐車・違法駐輪の状況		駐輪あり			駐輪あり	駐車・駐輪あり	駐輪あり	駐車・駐輪あり
	歩道上の看板設置・商品陳列の状況		あり			あり	あり	あり	あり

焼津駅においては、エレベーター・エスカレーターの設置、運行状況を示す電光表示器の設置、また、主要地方道焼津榛原線（通称駅前通り）及び市道昭和線（通称昭和通り）においては、バリアフリー基準に沿ったコミュニティ道路化、歩道の段差解消などの事業が実施されています。さらに、焼津駅前広場においては広場改善工事が実施されようとしています。

本地区においては、焼津駅自由通路橋へのエレベーター等の昇降施設の設置、焼津駅前広場整備事業におけるバリアフリー化や案内板の設置、違法駐車・放置自転車対策や看板や商品などによる歩道占拠に対する対策などが課題となっています。

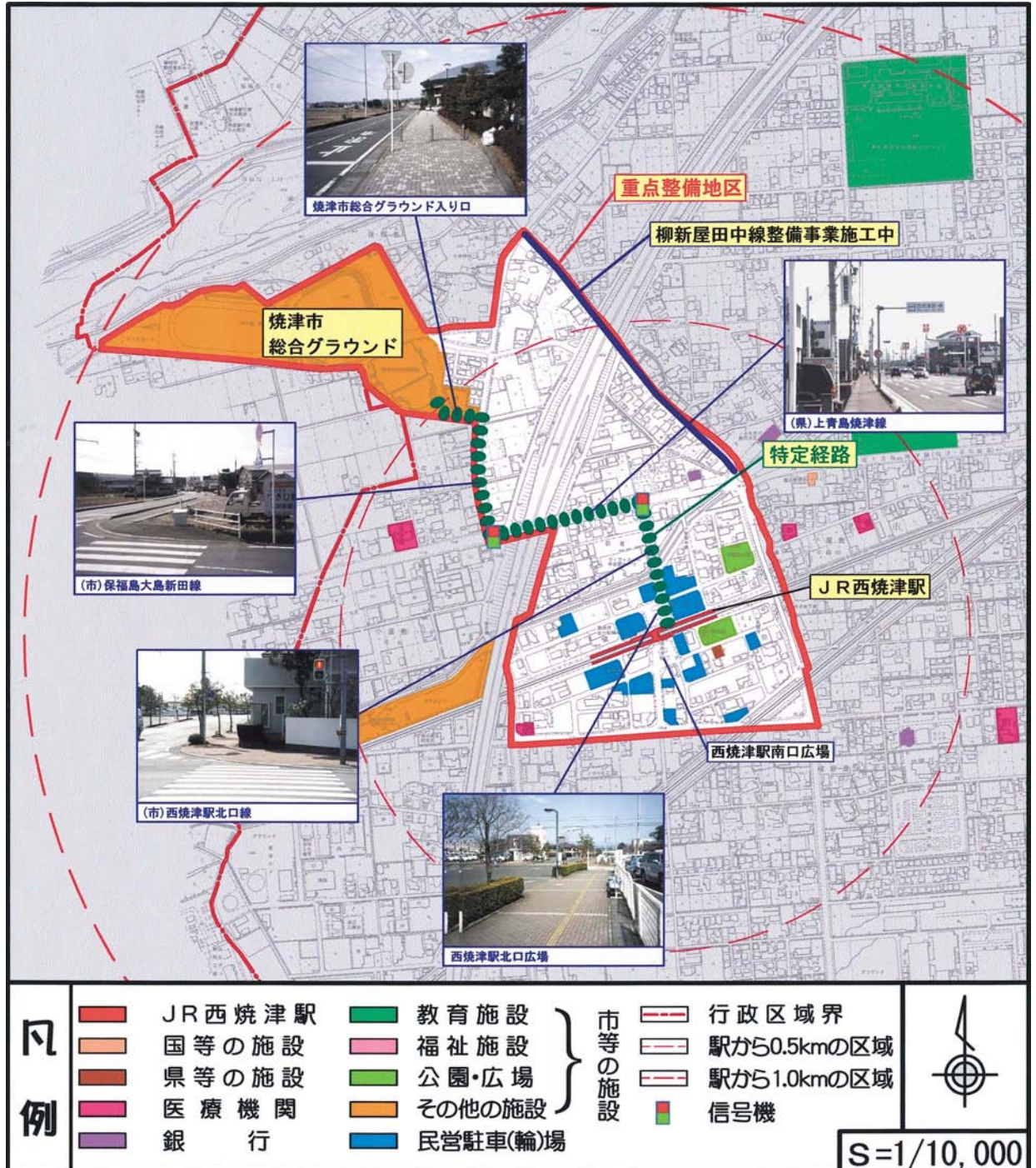


2) 西焼津駅周辺地区

...整備・改良済み・基準達成
斜線...該当しない箇所

項目		場所		西焼津駅南口広場	JR西焼津駅	西焼津駅北口広場	(市)西焼津駅北口線	(県)上青島焼津線	(市)保福島 大島新田線	焼津市総合 グラウンド入り口	
垂直移動	エレベーター・エスカレーターの設置			スロープあり							
	階段	二段手すりの設置									
水平移動	歩道(通路)	幅員						東名交差点が狭い			
		舗装面の状態						側溝蓋がたつく		側溝蓋がたつく	
		段差		あり		あり		あり		あり	
		照明灯						不足		不足	
		転落防護柵								必要	
	バス・タクシー等乗降場所	段差		あり		あり					
		障害者用スペースの設置		なし		なし					
		上屋の設置		なし		なし					
	休憩施設	ベンチの設置		少ない		少ない					
	信号機	音響・弱者感知型信号機						なし		なし	
便所	身体障害者用トイレの設置				段差あり						
案内・誘導	案内板	道案内		少ない		なし		少ない		なし	
		施設内案内		なし				なし			
		バスの行き先案内		なし				なし			
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設		小さい				小さい		なし		
障害物	歩道(通路)上の違法駐車・違法駐輪の状況		駐輪あり				駐輪あり				
	歩道上の看板設置・商品陳列の状況										

本地区においては、駅にスロープは設置されておりますが、高齢者をはじめとした不特定多数の人が利用できる駅へのエレベーター等の昇降施設の設置や歩道部段差の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置、わかりやすい案内板の設置、放置自転車対策などが課題となっています。



6 整備の目標

1) 目標

本市においては、歩道における段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの敷設、駅におけるエレベーター・エスカレーターの設置や電光表示器の設置等のバリアフリー化事業を各事業者がそれぞれ進めております。

焼津・西焼津両駅周辺の重点整備地区においては、高齢者や障害のある方をはじめ、だれもが自立し安定した日常生活、社会生活が営め、積極的に社会参加できるまちづくりを目指し、バリアフリー施設の連続的な整備を図るため、公共交通事業者、道路事業者、交通安全事業者がお互いに協力し、2012年を目標として《安全に快適に通行できる移動空間の整備》を進めます。

～安全に快適に通行できる移動空間の整備～

安全と安心

- ・段差の解消
- ・平坦で滑りにくい床材及び舗装材への改善
- ・エレベーターなどの昇降装置の設置
- ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設
- ・手すりの設置
- ・利用状況による歩行者用青時間の調整
- ・違法駐車、放置自転車、看板広告、商品等の歩道上障害物となるものについての取り締まりや広報・啓発活動
- ・照明灯の設置
- ・転落防護柵の設置

利便性

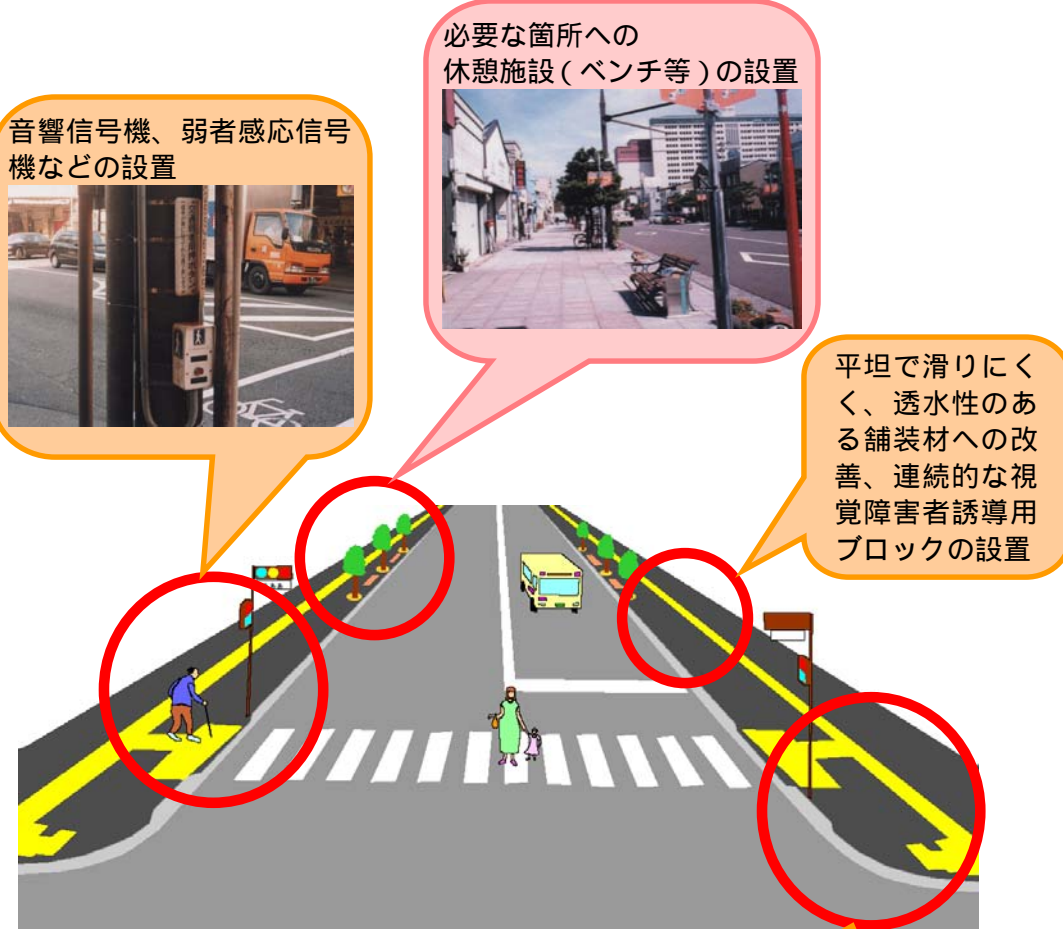
- ・わかりやすくよみやすい案内板、電光表示器、音声案内設備等の情報案内設備の設置
- ・ファミリー型トイレの設置・トイレ内の段差の解消
- ・バス・タクシー乗り場の上屋の設置
- ・障害者用乗降スペースの確保、乗降場の段差の改善

潤いとゆらぎ

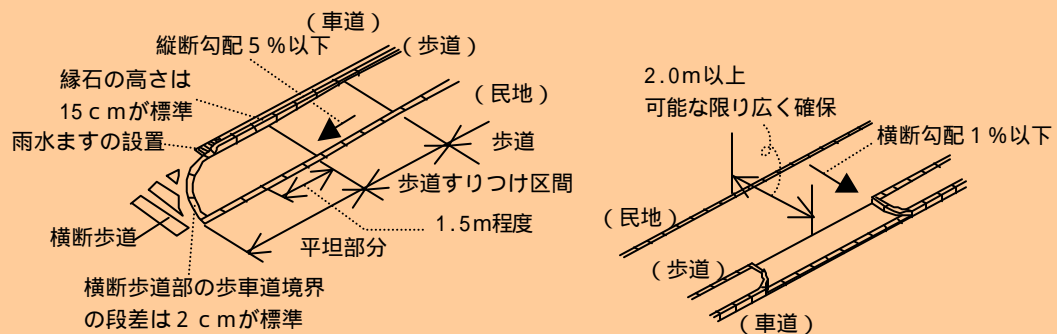
- ・ベンチ等の休憩施設の設置や緑化

2) 整備のイメージ

歩道

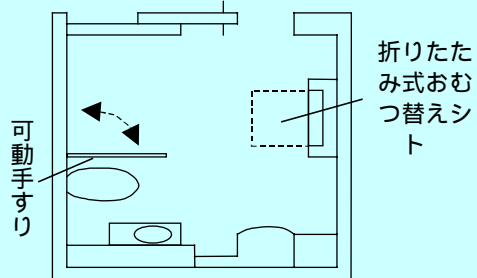


波打ち歩道や路面勾配などの改善、段差の解消



駅舎及び駅前広場

おむつ替えなどもできる
ファミリー型トイレの設置



エレベーターの設置



視覚障害者にもわかりやすい案内板などの設置

車いす使用者用
乗り降りスペースの設置



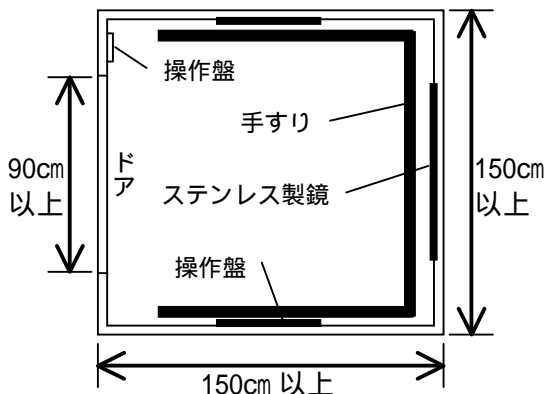
連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置

バスやタクシー乗降場所に上屋の設置



駅舎及び駅前広場

エレベーターの基準



ホームでの電車案内



案内板や案内標識



舗装

歩行中のつまずき、滑りによるふらつきや転倒を防止するために、歩道等の舗装は平坦で滑りにくく、水はけの良い仕上げのものとしします。また、インターロッキングブロック等の材料での舗装は、路面の凹凸やブロック間の目地などが車いすに振動を伝え、車いす使用者に不快感を与えるため、施工の際には寸法が大きく、目地の小さいブロックを使用する、施工精度の向上を図るなどの配慮を行ないます。

3) 重点整備地区における整備方針

焼津駅周辺地区

自由通路、駅前広場の立体横断施設にエレベーターの設置、歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの連続した敷設などにより、連続性の確保されたバリアフリー施設等の整備を進めます。

道路特定事業

焼津駅北口広場

歩道段差の改善
乗降場所段差の改善
バス乗降場所に上屋の設置
ベンチの設置
道案内板の設置
広場施設案内板の設置
連続した視覚障害者誘導用ブロックの敷設
不法占用看板・商品に対する広報・啓発
放置自転車に対する取締まり、広報・啓発

焼津駅自由通路橋

エレベーターの設置
手すりの改善
連続した視覚障害者誘導用ブロックの敷設

焼津駅前広場・(市)焼津駅道原線

エレベーターの設置
手すりの改善
滑りにくい舗装材の使用
歩道段差の改善
障害者用乗降スペースの確保
バス乗降場所に上屋の設置
乗降場所段差の改善
ベンチの設置
わかりやすい案内板の設置(道・観光案内等)
バス乗り場案内板の設置
連続した視覚障害者誘導用ブロックの敷設
不法占用看板・商品に対する広報・啓発
放置自転車に対する取締まり、広報・啓発

(主)焼津榛原線《焼津駅前広場～国道150号》

道案内板の設置
不法占用看板・商品に対する広報・啓発
放置自転車に対する取締まり、広報・啓発

(主)焼津榛原線《国道150号～(市)昭和線》

歩道路面の補修
歩道幅員の確保
道案内板の設置
連続した視覚障害者誘導用ブロックの敷設
不法占用看板・商品に対する広報・啓発
放置自転車に対する取締まり、広報・啓発

道路特定事業

(市)昭和線

ベンチの増設
道案内板の設置
不法占用看板・商品に対する広報・啓発
放置自転車に対する取締まり、広報・啓発

交通安全特定事業

(主)焼津榛原線《焼津駅前広場～国道150号》

違法駐車への取締まり、広報・啓発
利用状況に応じた歩行者用青時間の調整

(主)焼津榛原線《国道150号～(市)昭和線》

利用状況に応じた歩行者用青時間の調整

(市)昭和線

違法駐車への取締まり、広報・啓発
利用状況に応じた歩行者用青時間の調整

(主): 主要地方道

(市): 市道



西焼津駅周辺地区

駅にエレベーターの設置、歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置などにより、連続性の確保されたバリアフリー施設等の整備を国・自治体・事業者が共同して進めます。また、目標年次までの基準達成が困難な箇所においても、できるところから整備を進めます。

道路特定事業

西焼津駅南口広場

歩道段差の改善
乗降場所段差の改善
バス・タクシー乗降場所に上屋の設置
ベンチの増設
道案内板の設置
広場施設案内板の設置
連続した視覚障害者誘導用ブロックの改修
放置自転車に対する取締まり、広報・啓発

西焼津駅北口広場

歩道段差の改善
乗降場所段差の改善
バス・タクシー乗降場所に上屋の設置
ベンチの増設
トイレ内段差の解消
道案内板の設置
広場施設案内板の設置
連続した視覚障害者誘導用ブロックの改修
放置自転車に対する取締まり、広報・啓発

(市)西焼津駅北口線

側溝蓋の改善
歩道段差の改善
照明灯の設置
道案内板の設置
視覚障害者誘導用ブロックの敷設

(県)上青島焼津線

視覚障害者誘導用ブロックの設置

(市)保福島大島新田線

歩道段差の改善
照明灯の設置
転落防護柵の設置
道案内板の設置
視覚障害者誘導用ブロックの敷設

焼津市総合グラウンド入り口

歩道段差の改善
歩道路面の補修
施設案内板の設置
連続した視覚障害者誘導用ブロックの敷設

交通安全特定事業

(市)西焼津駅北口線

利用状況に応じた歩行者用青時間の調整

(県)上青島焼津線

利用状況に応じた歩行者用青時間の調整

(市)保福島大島新田線

利用状況に応じた歩行者用青時間の調整

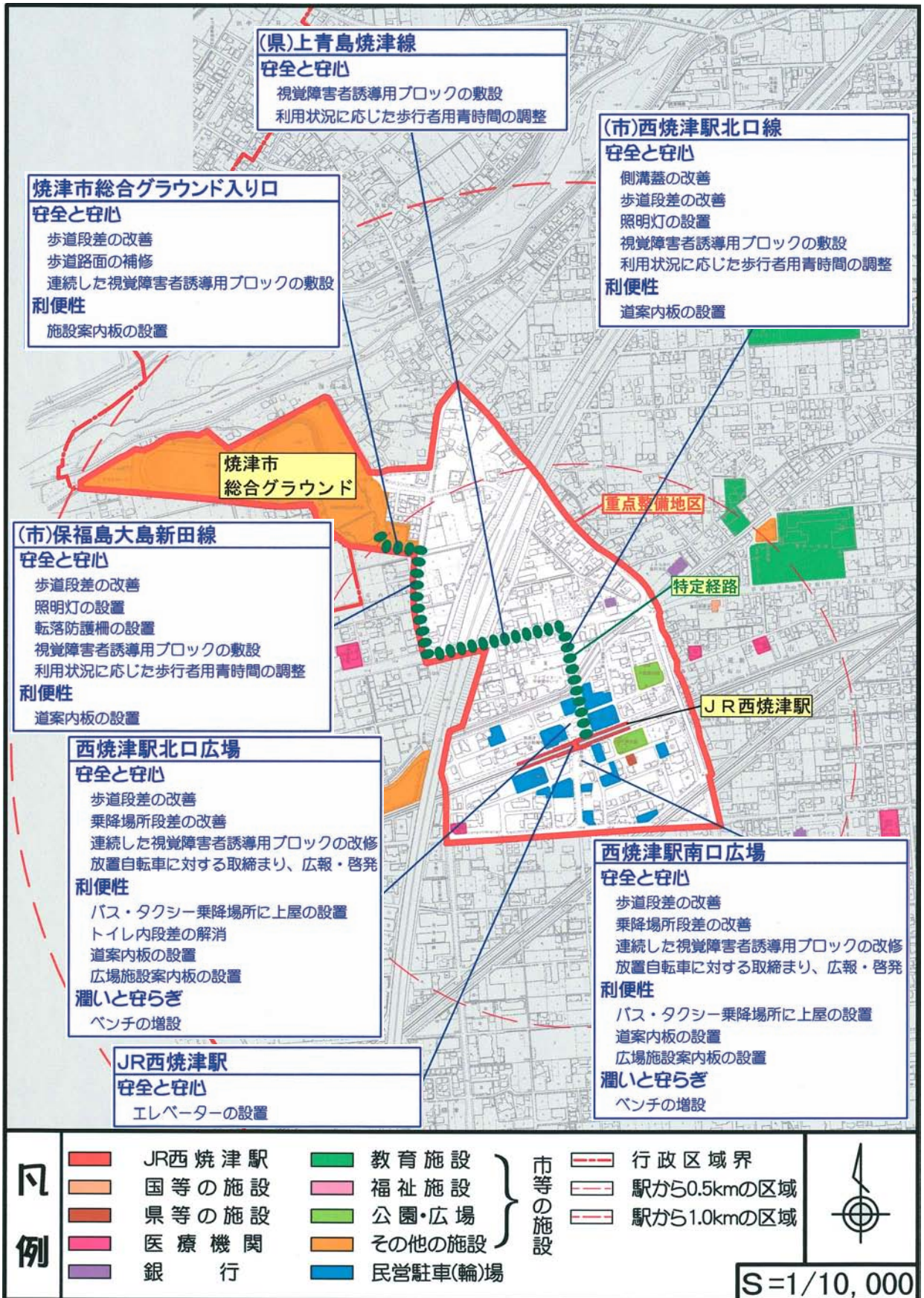
公共交通特定事業

J R 西焼津駅

エレベーターの設置

(県): 県道

(市): 市道



7 心のバリアフリー

みんなの役割

だれもが安全で安心して快適に移動できるまちづくりは公共交通機関の旅客施設及び車両等の改善、道路、駅前広場、通路その他の施設の整備をすることだけでは実現することはできません。行政、事業者、市民のそれぞれが交通のバリアフリー化やユニバーサルデザインについて理解し、それぞれの役割を自覚し、自ら行動したり、協力していくこと（心のバリアフリー）が不可欠になります。

行政

交通のバリアフリー化やユニバーサルデザインについての広報活動、啓発活動等を通じて、広く市民に移動円滑化に対する理解を深めるよう努め、また、職員に対して教育訓練を行ないます。

事業者

- ・交通のバリアフリー化やユニバーサルデザインについての従業員の教育を積極的に行なう
- ・施設整備にはユニバーサルデザインの配慮を行なう

市民

- ・高齢者、障害のある方をはじめ、困っている人がいたらの手助けをする
- ・交通のバリアフリー化やユニバーサルデザインについて学んだことをまわりのみんなに広める
- ・違法駐車、違法駐輪などバリアフリーの障害行為となるようなことはしない
- ・福祉活動に積極的に参加する
- ・通行の障害となる場所に看板広告を置かない

ひとりひとりの役割

また、ひとりひとりが理解すること、思いやること、マナーを守ることを心がけ、これらが普通に、当たり前になることが重要になります。

理解すること

人はひとりひとり違った特性や特徴を持っています。性別や国籍、年齢に始まり身体障害の有無、また、妊娠やけが等による一時的な身体状況の変化など違いは様々あります。

そのような違いをひとりひとりが理解することにより、生活を行なう上で生じがちである行動や移動が不自由な人に対する偏見や誤解、差別を取り除くことができます。また、理解するには、自らをいろいろな立場に置き換えてみることも大切なことです。

思いやること

ひとりひとりの違いを理解するだけではなく、相手を思いやる心が不可欠になります。不自由な人や困っている人に対して、助けたり手伝うこと、順番や席（場所）を譲ることは当然ですが、困りそうだな、困るだろうなということを予測しておく、対処できるようにしておくことも重要な思いやりになります。

また、相手の気持ちを考えずにゆき過ぎた行動や、お節介をせず、さりげなく、やさしくすることが思いやりの一つであり大切なことです。そして、思いやりや支援に対しては、素直に感謝する心を持つことで、お互いの気持ちを守り育てていく必要があります。

マナーを守ること

社会の基本的なマナーを守ることは、簡単なことなのですが、ひとりひとりの心の中で軽視され、守られてはいません。

例えば、いけないことだと解りながら、違法駐車や駐輪をしてしまう人は跡を絶ちません。歩道への駐車や駐輪は高齢者や障害のある方のスムーズな通行を妨げ、とても危険です。

ひとりひとりが心の甘えをなくし、社会の基本的なマナーを守ることが大切です。

心のバリアフリー

心のバリアフリーにあたる事例として、他自治体では次のようなことが行われています。

放置自転車 地域の力で一掃

駐輪マナーの向上を目指す西宮市は四月から、ボランティアによる「駐輪マナー地域推進委員」制度を創設する。自治会など自主的に申し出た団体に、市が身分証明書や腕章を発行。駐輪指導などの活動をしてもらい、駅前などの放置自転車の一掃を目指す。

駐輪マナー 市民が指導

放置自転車問題について同市は、駐輪場の整備▽駐輪マナーの指導、啓発と駐輪場への誘導▽放置自転車の移動撤去の三本柱で対策を講じてきた。しかし撤去回数が増えるのに対し、放置自転車は約二万二千台（二〇〇〇年度）と、一向に減る気配がない。

一九九九年からは、国の補助金を利用して駅周辺に「駐輪マナー指導員」を配置しているが、指導員のいない午後一時以降や土日曜日などは依然、放置が後を絶たず、通行の妨げになっている。そんな中、地元自治会

西宮市 ボランティア制度創設へ

から「自主的に駐輪マナー指導に取り組みたい」との声が上がったのを機に、制度を新設することにした。市が認定した活動団体に「推進委員」の身分証明書などを発行。委員側は指導する場所や日程を決めた計画を作った上で、「自転車放置禁止区域」内の道路、公園、広場などでマナー指導の牽引活動に取り組み。指導後は一カ月ごとに、報告書を提出してもらう。任期は二年間。

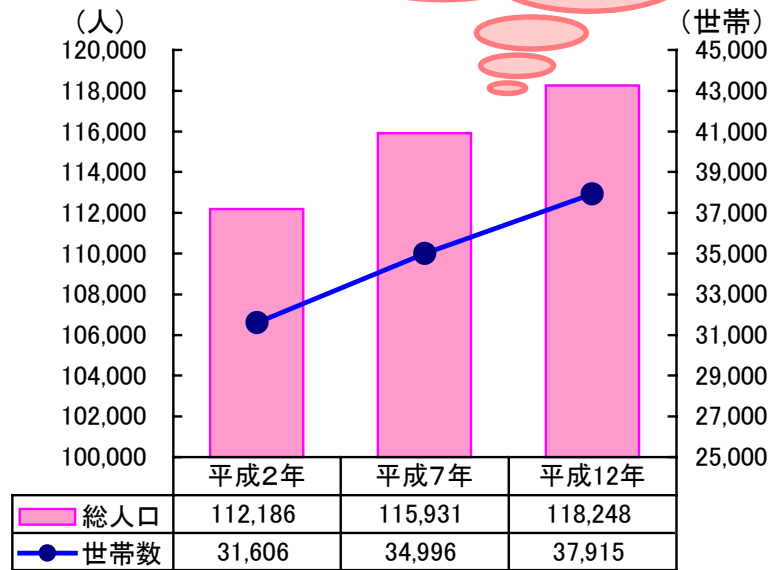
兵庫県西宮市での事例

参考資料

1 人口と高齢者・障害者数について

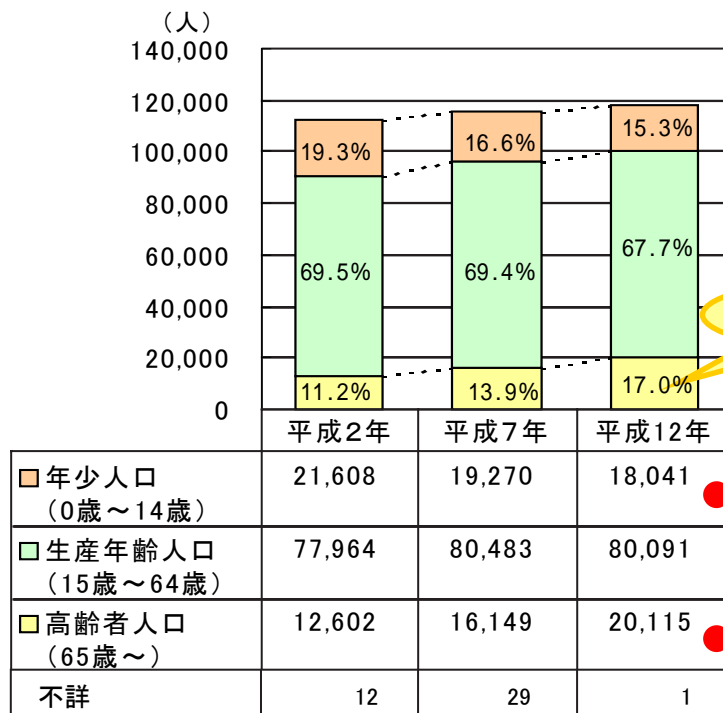
1) 人口・世帯数

住宅地の整備やマンション・アパートの立地などによって、人口、世帯数ともに増加しています。



資料：国勢調査

2) 年齢3区分別人口



高齢化率の増加!

高齢者人口が年少人口を上回る!!

資料：国勢調査

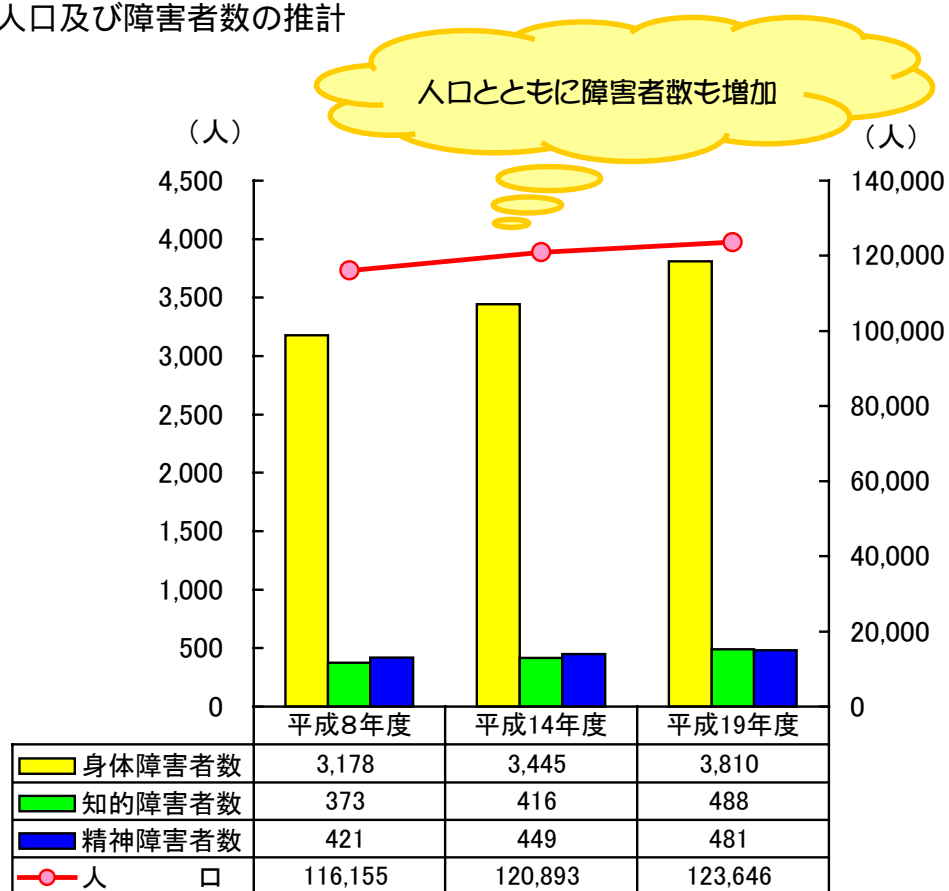
3) 障害者数

●身体障害者手帳による障害別人数 (単位:人) (平成12年3月31日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	101	51	15	22	31	31	251
聴覚・平衡機能障害	38	43	24	43	2	64	214
音声・言語機能障害	-	2	19	9	-	-	30
肢体不自由	373	434	305	362	263	90	1,827
内部障害	499	8	125	100	-	-	732
合計	1,011	538	488	536	296	185	3,054

資料：統計センターしずおか

4) 人口及び障害者数の推計

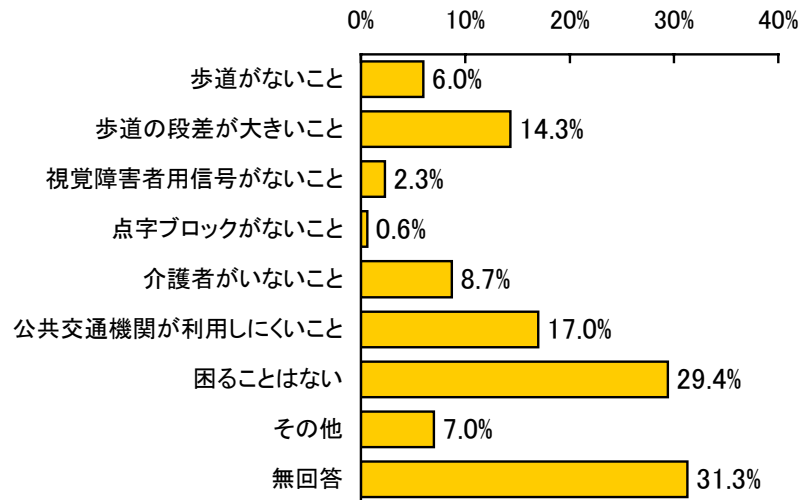


資料：焼津市障害者計画

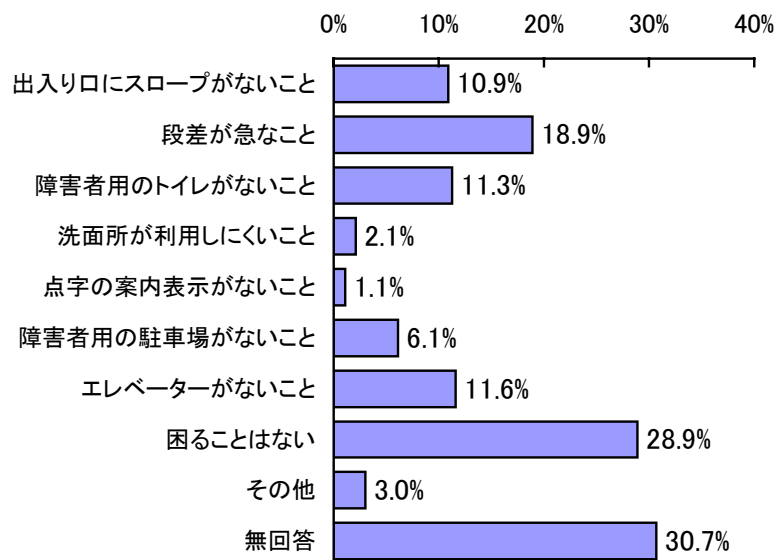
2 整備課題等についてのアンケート結果

1) 焼津市障害者計画（平成9年度）より

外出時に困ること・外出できない理由は？

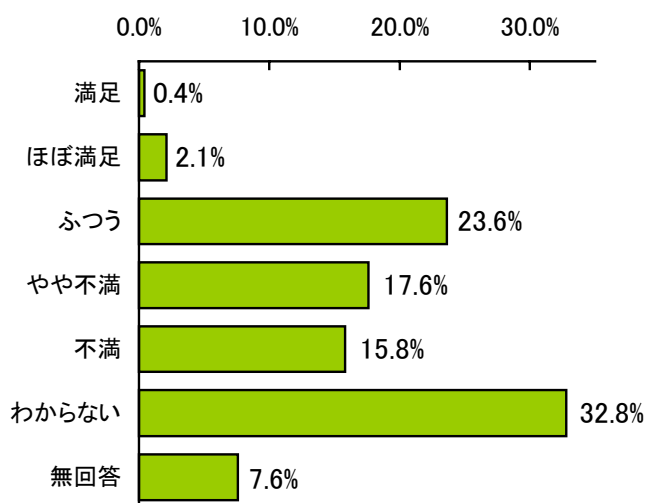


建物への出入りで困ること・出入りできない理由は？

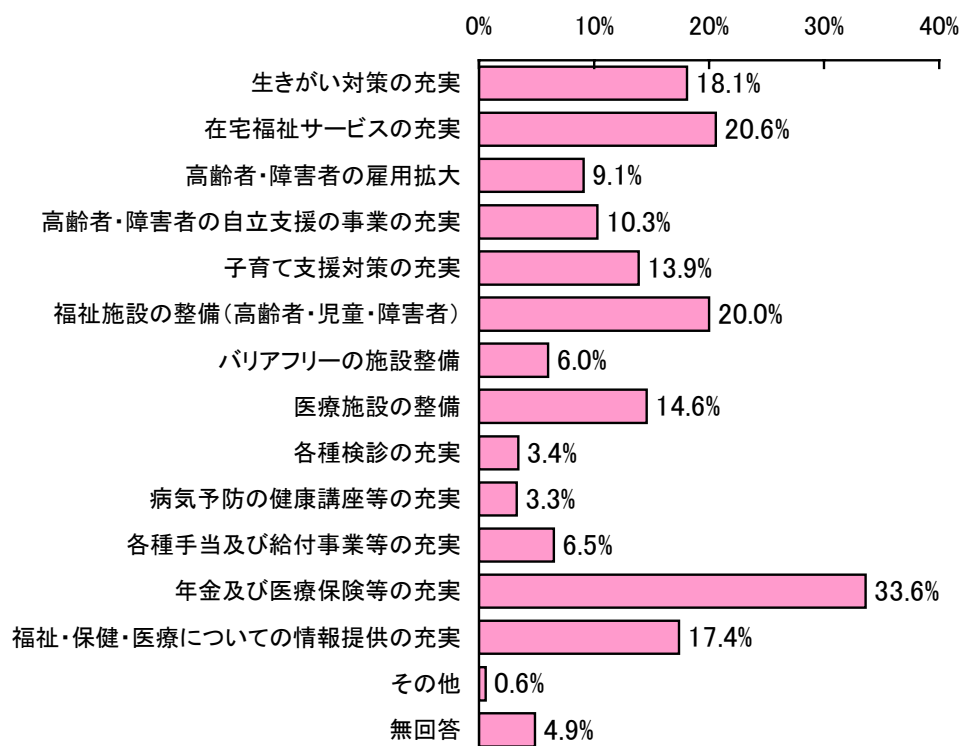


2) 市民意識調査(平成11年度)より

公共施設のバリアフリーについて満足していますか？

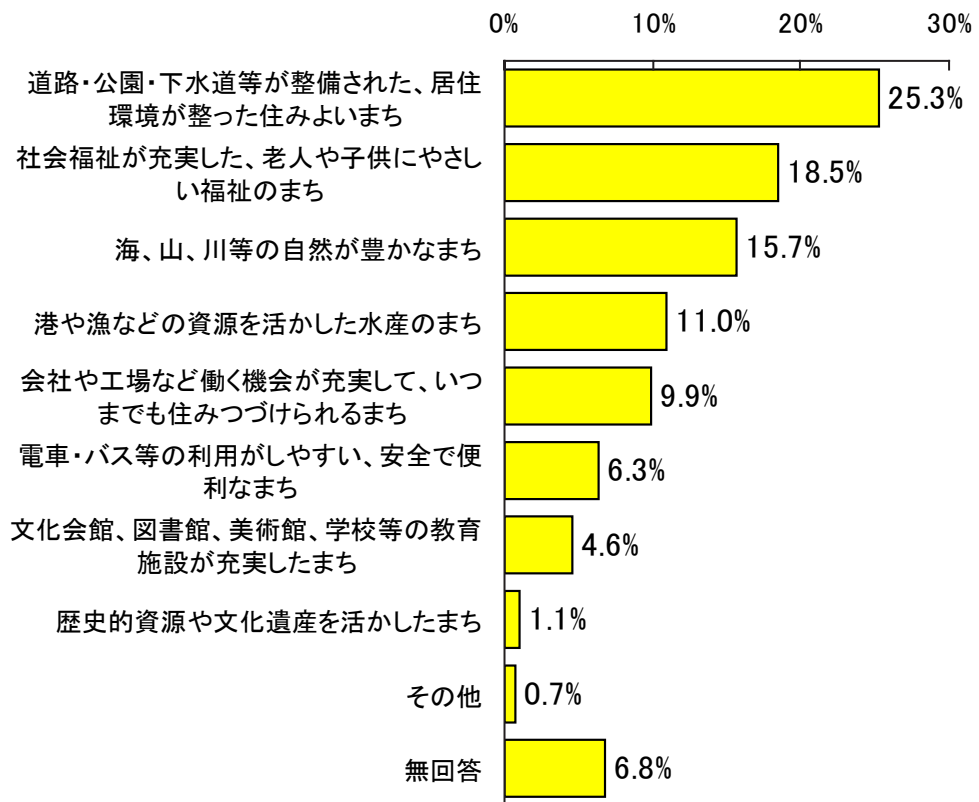


福祉・保健・医療の充実について、
今後どのようなことに力を入れるべきですか？

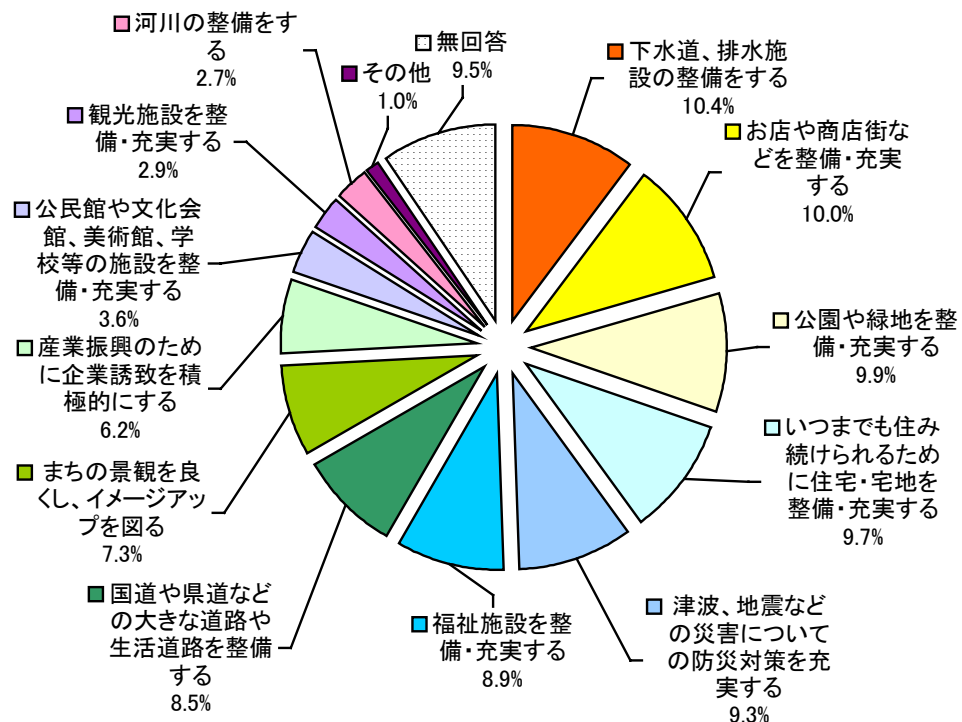


3) 焼津市都市計画マスタープラン（平成13年度）より

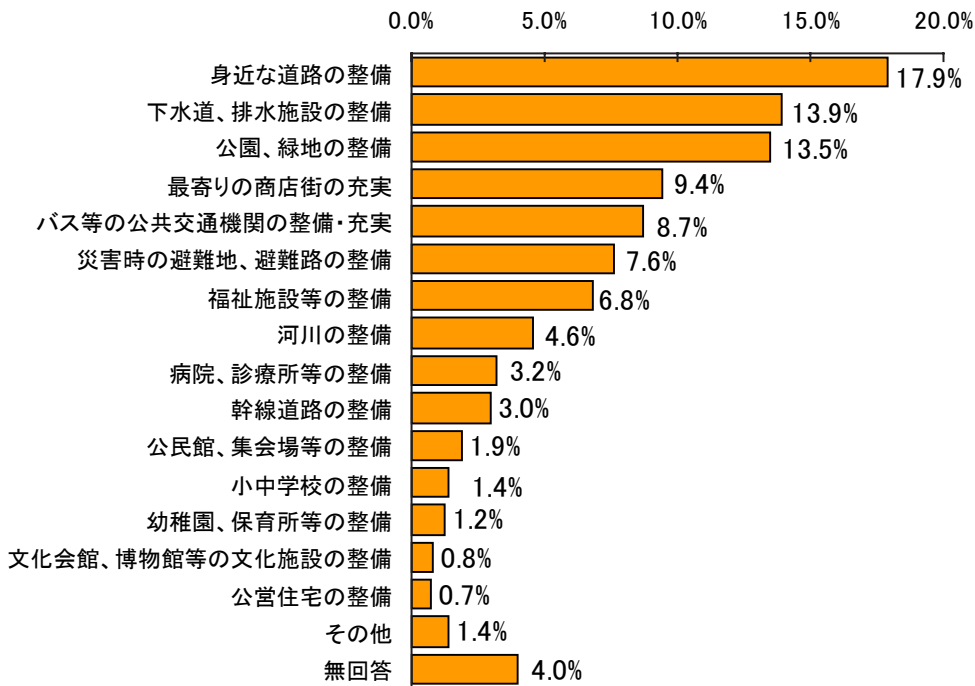
焼津市は全体としてどのようなまちになることが望ましいですか？



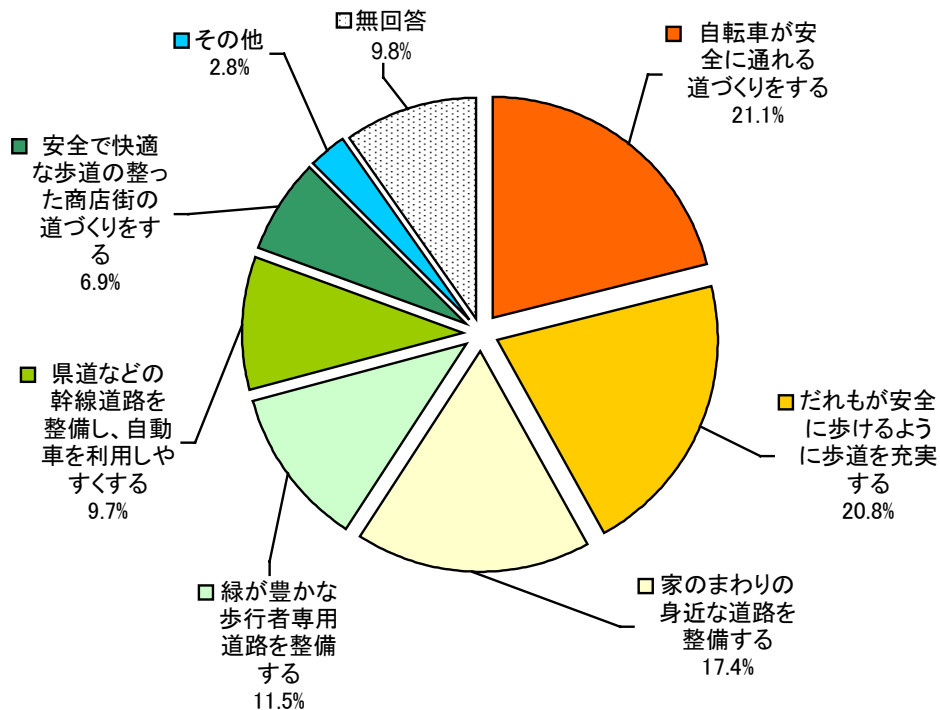
焼津市は今後のまちづくりにおいて、どのような点を充実すべきですか？



今後、地域で整備に力を入れる必要のある事は何ですか？



道路や交通網についてどのようなことが必要ですか？



3 住民の参画

だれもが安全で安心して快適に移動できるまちづくりを進めるためには、あらゆる立場の人の意見を取り入れ、関係機関との連携を図りつつ、効果的な整備を行なうことが必要不可欠となります。

よって、本基本構想の策定においても、地域住民、高齢者、障害のある方、保育園、幼稚園関係者からなる《焼津市移動円滑化基本構想策定協議会》を設け、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会の参画を得て検討を行ないました。

1) 策定組織

協議会

(敬称略・順不同)

委員	所 属	氏 名	役職名等
	第3自治会婦人部部長	深津 良枝	
	第5自治会婦人部委員長	原田 幸子	
	第9自治会自治会長	中野 昭司	会 長
	老人クラブ連合会会長	寶石 佐一	
	身体障害者福祉協会会長	鈴木 進一郎	
	身体障害者福祉協会車椅子部	長谷川 幸三	
	身体障害者福祉協会ろうあ部長	岡本 仁志	
	身体障害者福祉協会盲人部長	山田 三郎	
	なかよし保育園園長	(故)北山 晃	
焼津幼稚園園長	渡邊 徹		

アドバイザー	所 属	氏 名	役職名等
	東海旅客鉄道(株)静岡支社	青嶋 孝之	
	静岡鉄道(株)焼津営業所	鈴木 晃	
	(株)アンビ・ア	岩本 俊行	
	焼津港タクシー(株)	佐塚 悦朗	
	キング静岡(株)	大場 勝	
	島田土木事務所企画検査課	藤浪 好隆	
	焼津警察署交通課	川田 武	

庁内組織

委員会

職名	氏名	役職名等
助役	米津 尚	会長
都市住宅部長	西澤 忠弘	副会長
総務部長	大澤 雅晴	
財政部長	山下 重信	
福祉保健部長	増田 修三	
経済部長	松村 孝典	
土木下水道部長	小澤 武由	
教育委員会事務局長	服部 照行	

幹事会

所属	氏名	役職名等
都市計画課長	清水 重貴	会長
行政課長	金原 三郎	
財政課長	法月 博幸	
福祉総務課長	水野 達三	
介護保険課長	水野 慎次郎	
児童課長	戸塚 一彦	
保健センター	石田 文子	
水産商工課長	小林 由孝	
都市整備課長	天野 康弘	
建築住宅課長	松田 行雄	
道路課長	北原 哲朗	
教育総務課長	藁科 啓次	
学校教育課長	塩沢 英雄	
社会教育課長	松下 正之	
体育課長	深澤 岩次	

2) 協議会の経緯

平成 13 年 10 月 4 日

事前勉強会

- ☞ 協議会の趣旨について
- ☞ 交通バリアフリー法について
- ☞ 焼津市の現状について
- ☞ ユニバーサルデザインについて
(『しずおかユニバーサルデザイン事例集』の配布)



協議会委員の勉強会

平成 13 年 11 月 6 日

第 1 回協議会

- ☞ 協議会の趣旨について
- ☞ 交通バリアフリー法について
- ☞ 各事業者のバリアフリー化への取り組みについて
- ☞ 焼津駅・西焼津駅周辺地区の現状と整備計画等について
- ☞ 質問及び提案や要望



協議会の様子



委員長は中野さんに

平成 13 年 11 月 28 日

第 2 回協議会

<午前>

- 焼津駅・西焼津駅周辺地区のタウンウォッチング(施設等の点検)

<午後>

- 意見・提案報告会(点検してみて感じたことを各自発表しました)



歩道についての点検



コミュニティゾーンでの点検



車いすでの電車への乗り入れ



駅舎内の施設についての点検



トイレの点検



車いすの体験



タウンウォッチング後の
意見・提案報告会

平成 14 年 3 月 26 日

第 3 回協議会

- 焼津市移動円滑化基本構想案について
- 協議会からの意見・要望について



協議会の様子

3) 紹介記事 (タウンウォッチングの様子)



バリアフリーを現地調査

焼津・策定協議会 駅や周辺道路チェック

駅周辺などのバリアフリー化に向けた基本構想の策定を進めている焼津市の策定協議会は二十八日、駅や周辺の道路などの現地調査と意見・要望の取りまとめを行った。現地調査には、市身体障害者福祉協会の車いす利用者や耳、目の不自由な参加者は市役所を出発し、最近歩道などが新しく整備されたばかりの昭和通り、駅前通りなどを市総合体育館会議室で開かれた事後の検討会では、車いす利用者などから「歩道の段差が少なくない」「駅の周辺を歩いた策定協議会のメンバーたち」焼津市

用者たちから「せっかく歩道が広がったのに、看板や自転車が無造作に置かれていて」「案内板などが分かりにくく、不足している」などの意見が相次いだ。

同協議会は、これらの意見や要望をまとめ本年度中に基本構想を策定する。

静岡新聞：平成 13 年 11 月 29 日付

移動円滑化基本構想策定協議会 歩道の障害物や段差などをチェック

11月28日、焼津駅・西焼津駅周辺の路上や歩道などのバリアフリー状況を調査するタウンウォッチングが行われました。

このタウンウォッチングは、老人クラブや身体障害者団体などの代表者が委員を務める焼津市移動円滑化基本構想策定協議会が行ったもの。この日は市役所から昭和通り、駅前通りなどを歩きながら路上や歩道を直接チェックしました。

同協議会は、これらの調査結果を基礎資料として、今年度策定する「移動円滑化基本構想」に反映させていく計画です。



広報やいづ：平成 13 年 12 月 15 日号

焼津市都市住宅部都市計画課

〒425-8502 静岡県焼津市本町2丁目16番32号

TEL.054 - 626 - 2160

FAX.054 - 626 - 2184

E-mail toshikei@mail.city.yaizu.shizuoka.jp

URL <http://www.city.yaizu.shizuoka.jp/>